

令和元年度 第1回  
「江東区地域自立支援協議会」  
議 事 録

1 日 時 令和元年5月28日 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 文化センター4階 第2～3会議室

3 出席者 里村 恵子 根本 雅司 白木 麗美  
宮本 光司 渡部 早苗 会田 久雄  
平松 謙一 伊藤 善彦 高井 伸一  
菅 佐智子 青柳 浩二 萩田 秋雄  
田村 満子 油井 真 山口 浩  
尾本 光祥

4 会議次第

議事1 第7期自立支援協議会の体制について

議事2 (仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に  
関する条例の制定について

議事3 その他

5 資料

資料 1 江東区地域自立支援協議会設置要綱

資料 2 江東区地域自立支援協議会 個人情報取扱いに関する規定

資料 3 江東区地域自立支援協議会の組織図

資料 4 江東区地域自立支援協議会の体制について(案)

資料 5 (仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に  
関する条例案の概要

資料 6 (仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に

関する条例についてのパブリックコメント

資料 7 (仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に  
関する条例の制定スケジュールについて

資料 8 地域生活支援拠点等の整備について

資料 9 江東区における障害者福祉の現状

## 6 傍 聴 2名

## 7 会議内容

[開 会]

事務局より挨拶、資料の確認等。

委嘱状は、各委員の席上に配付。

事務局より、名簿に沿って各委員を紹介。

### 江東区地域自立支援協議会設置要綱の説明

【内藤障害者施策課長】 本協議会の設置要綱について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料1、設置要綱をごらんいただけますでしょうか。

こちらは本協議会の根拠となる規定でございます。第2条で所掌事務、第3条で組織、第4条で委員の任期、第5条で正副会長の互選、第6条で会議の招集、第7条で専門部会等々について定めております。要綱についての説明は以上でございます。

### 会長及び副会長の選出

次に、会長及び副会長の選出でございます。要綱第5条により本協議会の会長、副会長の選出をお諮りいたします。

会長、副会長は委員の互選によることとされておりますが、いかがでしょうか。

【会田委員】 親の会の会田でございます。里村委員にお願いをしてはいかがでしょうか。

【内藤障害者施策課長】 ただいま会田委員より会長には里村委員を推薦する旨、

ご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【内藤障害者施策課長】 それでは、ご異議がないようですので、会長は里村委員にお願いすることといたします。

次に、副会長の選出でございます。慣例により副会長は会長からご指名をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【内藤障害者施策課長】 皆様ご異議がないようですので、里村会長からどなたか副会長のご指名をお願いいたします。

【里村会長】 では、副会長は権利擁護センターの根本委員にお願いしたいと思いますが、提案いたします。

【内藤障害者施策課長】 ただいま里村会長から、副会長には根本委員ということでご指名をいただきました。皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【内藤障害者施策課長】 ご異議がないようですので、副会長は根本委員にお願いいたします。

正副会長が決定いたしましたので、里村会長、根本副会長にはお席の移動をお願いしたいと思います。

それでは、里村会長と根本副会長より、一言就任のご挨拶をいただきたいと思えます。では、里村会長からお願いいたします。

【里村会長】 今期、会長をお引き受けいたしました里村です。よろしくお願ひします。江東区のいろいろな施策について部会を中心にして一歩一歩でも進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤障害者施策課長】 ありがとうございます。では、根本副会長、お願ひい

たします。

【根本副会長】 根本です。地域に住みます障害を持った方たちが、地域の中で地域の人たちと一緒に安心して暮らせていけるような環境づくりを皆さんと相談しながら一歩でも前に進めるようにできればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【内藤障害者施策課長】 ありがとうございます。それでは、この後の議事進行は里村会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

## 議 事

### 議事1 第7期自立支援協議会の体制について

【里村会長】 では、議事1、第7期地域自立支援協議会の体制について、事務局より説明をお願いいたします。

【西隈施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の西隈と申します。本年もどうぞよろしく願いいたします。

まず自立支援協議会の体制の説明に入る前に江東区の福祉の施策の状況について簡単にお話をさせていただきます。

A4縦の資料9をご覧ください。江東区における障害福祉の現状ということで、1(1)は障害者数の状況になります。身体障害、知的障害、精神障害の人数をお示ししております。身体障害につきましては、平成29年度から30年度にかけて62人の増、0.4%の微増ということになってございます。

知的障害につきましては、29年度から30年度にかけて127人の増、4%の増となっております。精神障害につきましては、29年度から30年度にかけて179人の増となっております、4,025人となっております。伸び率としましては28年度から29年度で、14.9%となっております。

合計数につきましては平成30年度で2万3,000人余ということになっておりまして、29年度と比較しますと368人の増ということになってございます。

続きまして(2)本年度の当初予算のうち障害者福祉関係予算の割合についてお示ししております。一般会計2,054億700万円。そのうち民生費は958億1,525万円で、一般会計のうち46.6%を占めるに至っております。

その民生費のうち障害者福祉関係経費の割合については、142億2,739万円

で、民生費の14.8%、一般会計においては6.9%を占めている現状でございます。

(3) 番、令和元年度における東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成ということで、「kotoパラリンピックアート計画」という事業を推進しているところでございます。

障害がある方々からアート作品を募集して、区内を巡回展示するほか、障害のある人もない人も交流を持てるようなイベントを実施します。加えて、障害者施設の自主生産品のPRや販売イベントを計画しているところでございます。

②になります。手話言語の普及や障害者の意思疎通の促進に関する条例の制定ということで、今回緊急的に自立支援協議会を開かせていただいた主な要因となっております。手話を含む障害者の意思疎通手段について、普及を図り、それにより障害のある人もない人も分け隔てなく理解し合うことを目的として、条例の制定に取り組んでいるところでございます。

裏面をごらんください。③といたしましてヘルプマークの作成ということで記載をさせていただいております。江東区においてヘルプカードは独自につくっておりますが、資料の右側に記載されているヘルプマークにつきましては、もともと東京都が作製していて、各自治体は補助金を活用し作製するもので、江東区としても今年度から作製することとしております。

こちらは障害者支援課、障害者施策課の窓口で配布しておりますので。周りに必要とされている方がいれば周知していただければと思います。

あと④といたしまして、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がされるということで、こちらのほうにも取り組んでいるところでございます。

2番、今後の課題ということで、これはあくまでも主な課題ということで挙げさせていただいているものになります。障害者入所施設の整備、こちらのほうは本年度基本設計に向けて現在鋭意進めているところでございます。

(2) 基幹相談支援センターの設置ということで、長年の課題でありました基幹相談支援センターの設置について、今後の課題として挙げているところでございます。

(3) 放課後等デイサービスの新設については、臨海部の特支が開校し、特に臨海部における放課後等デイサービスの開設等が課題であるということが挙げられま

す。

(4) 医療的ケアの支援体制の強化については、医療的ケアの必要な方に対する在宅、施設等での医療ケアについての支援体制の強化が必要であるというところで認識しているところでございます。

3番、令和元年度の組織改正ということで、障害者支援課を組織改正しまして2つの課に分かれております。障害者施策課は私がおります施策推進係、施設管理係、指導検査担当、施設調整担当ということで、主に新規施設の整備ですとか指定管理者施設の管理、計画の関係をやる部署になってございます。

障害者支援課につきましては、支援調整係、障害者福祉係、身体障害相談係、愛の手帳相談係、在宅生活相談係ということで、主に区民の方の相談窓口を担うような部署になっているということで、ご確認いただければと思います。

簡単ではございますが、障害福祉の現状ということでご説明をさせていただきました。

これを踏まえまして自立支援協議会の体制ということでお話をさせていただきます。

まず資料3のほうにお戻りくださいA4横の資料になります。自立支援協議会、初めて参加される方もいらっしゃいますので簡単に説明をさせていただきます。

自立支援協議会には全体会があり、その下に5つの専門部会がございます。相談支援部会、精神部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会、この5つの部会で課題の整理、解決策の検討、調査、研究などを行って、この全体会に報告、課題の提示、施策の提案などをしていただくということになってございます。基本的に任期2年で、この2年間に皆様でお話をいただいて、地域の課題等々について全体会に提案をして、行政のほうで施策について検討していくという流れになってございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして資料4をごらんください。こちらは江東区地域自立支援協議会の体制について(案)ということで、お示しをさせていただいております。今申し上げました5つの部会についてのご提案になります。部会名が1つずつ、左のほうが現行で、右側がこれ以降の案としてご提示しているものになってございます。

まず、精神部会は、長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ、地域生活

を支える仕組みを考えるグループ、制度や施設を紹介、進めていくことを考えるグループということで、3つのワーキングで検討を進めていただいているところになります。

この表の中央に四角囲みの部分精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が主な課題として挙げられているところになります。協議の場についてこの部会の中で設置するのか、また別に設置するのかということは議論の余地があるかと思えます。

続きまして、相談支援部会につきましては、前回の提言で移動支援ですとか防災の関係でご提言をいただいているほか、相談支援事業所連絡会を開催しています。

就労支援部会につきましては、ご覧のとおり就労支援担当が事務局として、就労に関すること等を検討いただいているところです。

続きまして、児童部会につきましては乳幼児のワーキング、学齢期ワーキング、医療ケアワーキングということで、3つのワーキングで構成されています。そのほかに児童通所事業所連絡会ということで、放課後等デイサービスの事業所等の連絡会を開催しているところでございます。

児童部会の四角囲みのところにございますが、保健所と障害者支援課が事務局となりまして、小児在宅医療連携推進会議を立ち上げているところでございます。児童部会の田村部会長にもご参加いただきまして、医療的ケアが必要なこどもの協議の場として位置づけているところでございます。

権利擁護部会につきましては障害者差別解消法ですとか虐待のケース等について検討しておりまして、そのほかに研修会ということで年に1回研修会を開催していただいているところになります。

昨年度防災部会の設置が必要なのではないかとということと、地域生活支援拠点等の整備について検討する部会の設置が必要なのではないかとということで、ご意見をいただいているところです。

資料の右側になりますが、今後どういう形で進めていけばいいのかということで、ご提案させていただきます。精神部会につきましては、今後地域包括ケアシステム等々もございまして、引き続きこの形でやっていただくのがよろしいのかなというところで考えております。

相談支援部会につきましては地域生活を支える部会（仮称）ということで書いて

おりますが、相談だけではなくて地域生活支援拠点等の整備ですとか基幹相談支援センターのあり方等々について、ご意見をいただく、ご検討いただくということで、相談支援部会という名称を変えてはどうかというご提案になります。

さらに、相談支援事業所連絡会につきましては、今まで愛の手帳相談係が担当しておりましたが、今後は指導検査担当が担うのではどうかということで、ご提案をさせていただきます。

就労支援部会につきましては、引き続き就労移行、就労定着についてご検討いただく部会としていただければと思っております。

児童部会につきましては、ワーキングの部分について提案をさせていただいていくところになります。乳幼児ワーキング、学齢期ワーキング、医療ケアワーキングとございまして、医療ケアワーキングの部分が先ほど申し上げましたとおり、保健所、障害者支援課、医療と福祉が連携して会議体を設けているということで、小児在宅連携推進会議に統合について提案をさせていただいております。

あと権利擁護部会につきましては、虐待のケースも増えてきているところがありますので、このまま進めていただければというように考えてございます。

資料の8をご覧くださいよろしいでしょうか。資料8、A4縦のものになりますが、こちらは厚労省が示している地域生活支援拠点等の整備についての資料になります。この件について地域生活を支える部会（仮称）のテーマの1つとして挙げさせていただければと考えております。障害者の重度化・高齢化、親亡き後を見据えて、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備していきましょうということが国で掲げられております。その居住支援のための必要な機能として5つの機能が挙げられており、その中の核となるのが相談機能であるとされています。基幹相談支援センター、委託相談支援事業、地域のコーディネーターの設置について挙げられております。

次に緊急時の受け入れ対応ということで、介護者の急病ですとか障害者の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能が必要だということが挙げられております。

次に体験の機会の場合ということで、地域移行や親元からの自立等にあってひとり暮らしが体験できる場を、グループホーム等に設けることとなっております。

あとは専門的人材の確保・養成ということで、医療的ケアが必要な方や行動障害

のある方等々に専門的な対応を行うことができる体制の確保、専門的な対応ができる人材の養成を行いましょうということで示されているところでございます。さらに地域の体制づくりということで、地域で一体となってネットワークをつくって支えていまいしょうということで示されているところでございます。

この5つの機能をいかに構築していくかというところ、あと基幹相談支援センターがどういう役割を担っていくかというところをぜひ自立支援協議会の中でも今後深めていく意味でも、部会として検討していくことにしていただければということだと思っております。

今ご説明した内容は、あくまでもご提案ということで、地域自立支援協議会の皆様にぜひご検討いただければと思います。なおこの後、会長より部会長の指名をしていただくことになっております。今後の部会の日程等もありますので、各部会の部会長については本日決定をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

説明は私からは以上でございます。

**【里村会長】** ありがとうございます。今いろいろご説明いただきましたけれども、それに関連して何かご意見とかご質問とかございますれば、よろしくお願ひします。平松委員、どうぞ。

**【平松委員】** おあしす福祉会の平松ですけど、精神障害にも対応した地域包括システムというのは、精神障害のためと限定されたものではないだろうと。精神障害にも対応する、つまり、ほかの障害とか高齢者についてはある程度そういうのができているけれども、どうも精神障害があまり十分に取組みされていない、ないしは対象外とされているような自治体もあるということで、精神障害にも対応するようにということをあえて強調したということのように理解しております。

とすると全ての障害に対応するものであるということで、精神部会で当然重要なことですので議論してきておりますが、やはり全ての障害にかかわることであるということが1つ。

それから、もう1つは基幹相談支援センターもそうですけれども、今、国のほうの流れとしては地域の中で住民とともに障害のある方もない方も含めて、ともに支え合うということで、進めているわけです。そうしますと50万人を超えている人口の中で、それぞれの地域、生活圏が中心となるべきであるということも出してい

と思います。ここの協議会で様々な団体等の代表者の方がいらっしやっていますが、そうではなくて実際に地域で生活しているところで、そこでいろいろな形でいろいろな方がいろいろな活動をしていらっしやいます。ボランティア団体であったりサークルであったりいろいろです。そういう方たちと一緒に協力して地域をどうやって障害のある方もない方も含めて、一緒にお互いが支え合う、そういう共生社会をつくるかということが大事ということになる。前にも申し上げましたけれども、最低でも人口10万人ぐらいが限界だろうと思います。これは我が国でも外国の例でも地域に根差した場合はそれぐらいが限度になるのではないかなと思います。

とすると別に分け方がいろいろあっていいと思っっているのですけれども、例えば保健所、保健相談所管内で分ければ4つになるということで、そこに地域のいろいろな方に参加していただく。もちろん高齢者も、児童もいろいろな方々です。お互いに地域の課題を出し合ってお互いが協力するというのが一番のその地域包括システムの大事なことだろうと理解しております。

それをどうやってつくっていくかということがようやくこれから始めるわけですから、それに即した形の部会と呼ぶのかどうか分かりませんが、継続して議論ができるような場が必要であろうと。いきなり最初からいろいろな方に呼びかけても難しいかもしれませんので、とりあえずその中でまず地域の課題やどういう方々が地域で活動をしていらっしやるか、そことどう連携するか。当然高齢者だとか児童、特に母子家庭、父子家庭の児童の貧困の問題をどうするというのも一緒に考えながらやらなければいけない。障害ということにこだわってはいけません。それを皆さん理解してください、ご協力くださいじゃなくて、お互いがお互いの課題を出し合って一緒になって協力してやっていると、そういう地域をどうつくるかということが一番大事だとずっと思っております。今後ぜひそういう方向で検討をしていただければと思っております。

区の担当のほうも出席されたと思いますが、今年の2月、1月でしたか、東京都が拠点整備のためのブロック会議を開いて東京23区、多摩の市町村のいろいろな整備の実情を全部一覽にした資料が配られております。支援課も当然お持ちになっていると思いますけれども、やはり全体と比べると江東区は非常におくれているということで、これから急いでつくっていく必要があるので、いろいろな地域の方々に加わってもらって、一緒にいろいろな課題を出し合う。つまり障害に関係ないこ

とも当然出てくるわけです。それも含めて地域づくりみたいなことをやっていくこと、そこが一番ポイントだと思っていますので、そういうことで進めていただければということで、お願いでございます。

【里村会長】 何か事務局のほうから。

【西隈施策推進係長】 施策推進係の西隈と申します。

平松委員が長年言い続けられていた地域にいかに入り込んでいくか、かつ障害だけではなくて高齢者や児童全てを含めてということで、どこまでできるかというところはこれから選任される部会長と調整させていただき、今までよりはさらに地域の方を巻き込んだ形でやっていければと考え、このようなご提案をさせていただいております。

【里村会長】 ほかに何かございますか。

では、今後の部会開催にかかわりますので、部会長の選任をしたいと思います。

専門部会の部会長については要綱によれば委員の中から会長が指名することとされています。改めて部会長についてご指名をさせていただきます。

今期の部会長については、精神部会は平松委員に、相談支援部会は高井委員に、就労支援部会は青柳委員に、児童部会は田村委員に、権利擁護部会は根本委員にそれぞれ部会長をお願いしたいと思います。相談支援部会については今後いろいろ事務局とも調整を図りながら検討していただくようお願いしたいと思いますが、皆様、今、部会長についての指名をさせていただきましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【里村会長】 ありがとうございます。

それでは、皆様のご了解がいただけましたので、平松部会長、高井部会長、青柳部会長、田村部会長、根本部会長におかれましては、第7期の部会運営をよろしく申し上げます。

## 議事2 (仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の制定について

【里村会長】 では、次の議題に入ります。議事2、(仮称) 江東区手話言語の普

及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

【内藤障害者施策課長】 それでは、資料5をごらんください。障害者施策課長、内藤より説明をいたします。

資料5、(仮称)江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例案の概要でございます。31年度末から各団体の方に説明会を行ってきたところでございます。その中でご意見も頂戴しているところではございますが、初めての方もいらっしゃいますので、改めて条例制定の目的について簡単にお伝えをしたいと思います。こちらは資料にはございませんけれども、まず障害者基本法という法律において、全て障害者は可能な限り手話やその他の意思疎通の手段の選択機会が確保され、情報の取得や利用手段の選択機会の拡大が図られることと規定されております。

また、昨年10月に施行されております東京都の障害者差別解消条例におきましても、同様の規定がございます。また、ほかの自治体でも実は手話言語ですとか障害者のコミュニケーションに関する条例については制定をする動きがございます。本区におきましては来年東京2020大会がまいりますので、いろいろな方が江東区を訪れることもございますので、手話言語ですとか障害者の意思疎通と障害への理解促進を図るために、こういった条例を制定したいと考えておるところでございます。

条例の中身につきましてはこれまで団体の方にもいろいろご意見は頂戴したところで、事務局としての意見、条例案の概要をこのたびまとめておりますので、皆様にご意見を頂戴できればということで、今回お諮りする次第です。

資料5をご覧ください、条例案の概要としてまず目的です。手話を含む障害者の意思疎通手段について、それぞれの障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解し合うことを目的とします。

2番、定義です。(1)で障害者とは、(2)で社会的障壁とはということで、(1)と(2)の定義につきましては、障害者差別解消法における障害者と社会的障壁の定義をそのまま引用した形になっております。障害者とは身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害のある者であって、障害及び

社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしします。

社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしします。

3番のところで意思疎通手段についてですが、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段とししますとしております。このその他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段の中には、例えば知的障害者の方にとっての身振り、手振りであるとか、ここに列举されていないもので障害者の方の意思疎通手段というものも全て含みますという意味合いでございます。

続いて(4)区民とは、区内に居住する人だけでなく、区内で働き、学ぶなど、区内で活動するすべての人としします。

(5)事業者とは、区内において事業活動を行う法人その他の個人、団体としします。

次に3番として区の責務、区民及び事業者の役割でございます。

(1)区は、障害への理解促進及び意思疎通手段の普及に関する施策を推進するものとしします。

(2)区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとしします。

(3)事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、利用しやすい環境整備に努めるものとしします。

#### 4 施策の実施

区は、以下の施策を推進するものとしします。

(1)意思疎通手段の普及のための啓発

(2)意思疎通手段の利用に資する環境整備

(3)意思疎通手段を習得する機会の提供

(4)意思疎通手段による情報の発信

以上が条例案の概要となっております。

続きまして資料6をご覧ください。こちらの条例案につきまして、夏にパブリックコメントを実施したいと考えております。資料6で1番の趣旨は、先ほどご説明した内容と重複いたしますので説明は割愛いたします。(2)で申し上げますと意見

募集パブリックコメントについてということで、実施期間は8月11日から9月1日を予定しておりまして、8月11日号の区報でお知らせをしたいと思います。あわせて区のホームページでもお知らせをしております。

条例案の概要閲覧場所としましては、障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、各出張所、保健所、各保健相談所、図書館、区のホームページとなります。

意見の提出方法としましては郵送、ファクス、ホームページ、障害者施策課の窓口ということで考えております。

提出された意見の取り扱いにつきましては、条例の制定の参考とさせていただくこととしておりまして、意見に対する個別の回答を行う予定はございませんが、後日区報ですとかホームページにおいて、寄せられた意見とそれについての区の考え方を公開する予定としております。

3番として、区民説明会を8月に2回実施をする予定でおります。昼間と夜間と1回ずつ8月中にできればと考えておりまして、時間等はまだ調整中ではございますが、その予定でどなたもいらっしゃれるということで、区民説明会を予定しております。

最後に日程ですが、来年の第1回定例会、区議会において提案をして、来年4月1日の施行を予定ということでスケジュールを考えております。細かいスケジュールにつきましては資料7のほうをご覧くださいと思いますが、来年7月からオリンピック、8月からパラリンピックが始まります。そのときまでに江東区にたくさんの方が日本や外国からいらっしゃると思いますので、それより前にぜひ成立をして、施行したいということで4月1日施行を目指すということで、このようなスケジュールで考えております。

参考としまして左下に、ほかの他区の手話言語条例ですとかコミュニケーション条例の制定状況が掲載をしておりますので、ご覧くださいと思います。

このような形で条例の制定に向けて進めていきたいと考えております。本日お示ししているものはあくまで概要案です。ここでご意見をいただければと思いますし、この後にまた個別に障害者施策課にご意見をいただいても結構ですので、ぜひ皆様の幅広い意見をいただきながら、江東区にとって一番いい形での条例をつくっていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、今いろいろご説明いただきましたので、何かご意見とかご質問があるでしょうか。どうぞ。

【白木委員】 弁護士の白木です。今まだ概要だからということもあるのかもしれませんが、この意思疎通の手段の利用に関する環境整備ですとか情報の発信というのは、割と具体的な内容を含んでいるものなのかなと思っています。その一方で施行の日が4月1日ということで、そこから具体的にさらに何をやるかということを決めるには随分時間がないのかなというところで、不安に思うところがあるのですが、それは事前の区民説明会の中でもある程度具体的な内容についてまで説明がなされるようなレベルで準備ができるのかどうかということをお伺いしたく思います。

【里村会長】 では、事務局お願いいたします。

【内藤障害者施策課長】 今回この条例を制定するに当たっては、施策を推進するための基本的な考え方というのを定めたいと考えております。条例は、区議会の議決をもって制定し、変更し、廃止するものであるもので、なるべく長く使えるもの、10年、20年、30年でも使えるような条例をつくりたいと考えておりますので、あまり具体的なことを考えて盛り込んでしまいますと変更をしなくてはならないものになってしまうと思いますので、具体的な施策を障害者施策課、支援課で実施していくに当たって、この考え方からずれてはだめだという根幹になるものを基本の理念を定めたいと考えております。そのため、これは条例の概要案であり実際に条例の形になっても、ここの部分はこれぐらいのレベル感での記載を考えておまして、この考え方をもとにどういう施策をやっているかということを考えていきたいと考えております。

説明会をする中でこういった施策に取り組んでほしいといったご要望は個別にいろいろ頂戴しているところですが、条例をつくるということと、どのような施策が実施できるかということは別で、必要な施策を必要なタイミングで行っていきたいと考えております。

【白木委員】 ありがとうございます。

【里村会長】 ほかに何かございますか。どうぞ。

【油井委員】 聴覚障害者協会の油井です。質問というか疑問に思っていること

をちょっとお話ししたいのですが、タイトルのところですが、手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関するというタイトルの概要ということで書いてあるのですが、タイトルと一致するような条文案が見えないということがあって、それをとても懸念しています。これで大丈夫でしょうか。

もう1つ言いますと国のほうでは手話言語法、コミュニケーション支援条例というのを2つ分ける方向で進めていますけれども、江東区の場合はそれが一緒のハイブリッド方式になっているということで、この一緒になっている条例でいいものなのか、国のほうで分かれたときにどうなるのかということも懸念しています。

【里村会長】 では、事務局お願いします。

【内藤障害者施策課長】 条例のタイトルと中身が一致するようになってはいいのではないかとというようなご質問なのですが、私どもとしては条例のタイトルに基づいた内容の概要案を作成しているつもりですが、そういう意味では、手話を含む障害者の意思疎通手段についてということで、基本的な考え方をお示しすることで考えております。具体的にちょっとここがというところがもしあれば、ご意見を頂戴できればと思います。

それから、もう1点、手話言語に関することとほかの障害者の意思疎通について分けて考えるべきではないかというご意見ですけれども、国の考え方は国の考え方であるとは思いますが、江東区としましては障害者のコミュニケーションというのは手話もちろんですけれども、いろいろなものがあると考えています。例えば聞こえない方にとって限ったとしても、聞こえない方にとっての意思疎通手段というのは手話だけではないと。手話が使えなくて筆談をされる方もいらっしゃいます。それから、口話を使われる方もいらっしゃいますし、聞こえない方だけでもいろいろな手話だけではない意思疎通手段があります。また、見えない方にとっての点字ですとか知的障害者の方にとっての身振り、手振りも意思を伝える手段の1つですし、例えば重症心身障害者の方で目しか動かないけれども、コミュニケーションモードで会話ができるよという方にとっては、その伝達装置が意思疎通の手段であるということで、こういうもの全てについて区民の皆さんへの理解を広げていかなければならないと考えております。

ですので、区としては手話も含む障害者の意思疎通手段全部について、区民の理解を得て、障害の理解を広めていきたいと思いますということが大事だと考えております

ので、こういった形での条例制定を考えております。

**【里村会長】** 油井委員の懸念される具体的な内容がもしここで提示していただければ、すごくまた条例づくりに役立つのではないかと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

**【油井委員】** 油井です。ご回答ありがとうございます。意思疎通に手話が含まれているのはもちろんですが、私たちは「手話は言語である」ということは意思疎通だけの問題に限らず、もっと幅広い意味が含まれていると思っています。例えば今まで手話を学ぶ場がなかった、音声言語だけを覚えていく、日本語を覚えていくということで育てられてきましたし、すごく差別を受けてきたということもあります。手話を覚える必要がないと学生のころから言われてきたというようなこともあって、そういう差別を受けてきたと私たちは思っています。手話を学ぶ場がない、手話が抑えられてきた、意思疎通は日本語でしなくてはいけないというようなことでずっと虐げられてきた。私たちの権利を奪われてきたとも思っています。

例えば医療現場で、今、人工内耳というようなこともあると思いますが、それは子供の意思ではなくて結構親の意思が含まれていると思っています。できるだけ聞いて言葉で発するというのをずっと小さいときから押しつけられてきたと思っています。

そういったことでやはり手話が言語であるということを認めてもらえなかったからそういうことが出てきていると思っているので、手話は言語であるということを強く私たちは出したいのです。もちろんいろいろな意思疎通手段があって、そこを広めていくということは大切なことだと思っていますけれども、手話は言語であるということをもっと深めて、きちんと伝えていきたいという気持ちがあります。

**【里村会長】** 事務局、お願いします。

**【内藤障害者施策課長】** 障害者施策課長です。油井会長のおっしゃる意味というのはよくわかります。手話を使うということ自体が認められなかった時代ですとか、聞こえない方にとっての苦しい時代があったということも認識しております。

今回の条例、こちらの概要案では具体的に書いていないですが、資料6の趣旨の1番、3行目から、「手話は障害者の意思疎通手段のひとつであるとともに、独自の語彙や文法体系で表現する言語として位置づけられています」ということで、パブリックコメントの趣旨のほうに記載をしまして、こういった内容のことを条文

の中に盛り込んでいきたいなと考えております。

聞こえない方にとってのつらかった時代のことのお話はあるのですが、ほかの障害のある方、例えば重度重複で言葉が出ない方、体が動かない方でも実は意思がはっきりしていて、表現ができさえすれば言いたいことはたくさんあるのに、意思疎通がなかなか伝わらないということは苦しさの1つであると思います。

また、知的障害者の方は身振りとか手振りとかするけれども、わかってもらえない。そのストレスがたまっていってしまったり行動障害が出るとか、そういったことも障害者の生きづらさの1つだと思いますし、そういう意味でも手話だけに限らず、障害者の意思疎通手段というのはいろいろなものがあるのだということを障害にふだん触れ合わない区民の方にも理解してもらい、幅広く理解してもらいたいということが一番大事だと思うので、区としてはこういった形での条例案をつくっていききたいと考えております。

今でなくても結構ですので、また後ほど個別にご意見いただいても結構ですので、ご意見あればまたいただければと思います。

**【里村会長】** 手話のこれまでの歴史というか、そういうことからの今のご発言かなということで理解できます。この条例を制定することによってそういうことも含めていろいろ解決できればいいと思います。

そういう聴覚障害の方だけではなくて、やはり障害の方全ていろいろなそういうコミュニケーションの不自由さを持っているわけですので、それを解消する一歩としてこの条例を活用していけたらと思います。

ほかに何かご意見とかご質問ございますか。平松委員、どうぞ。

**【平松委員】** 今の件に関連してちょっと思い出したことがあります。精神障害の方に限らないと思っているのですが、その人がほんとうに望んでいること、意思がなかなかご本人から伺えないというようなことがよくあると思うんです。障害福祉サービスを提供するときに、とりあえず親がこう言っているからとかご本人がとりあえず何をしたいからで入っている。そういう形がまだまだ非常に多いのではないかと。そういう意思決定が困難な方のほんとうのニーズをどうやったら私たちは理解できるのか、ほんとうに必要な支援ができるのかということが今後も相談支援等、サービス提供において非常に重要になってくると思うんです。

ですから、そういう面からも今後の新しい地域包括システムの中でも、そういう

点をどうやってきちんとやっていくかということも課題としては大事なのかなという  
ことを今思い出したもので、発言させていただきました。

【里村会長】 では、今ご意見があったようなことも踏まえて進めていただければ  
と思います。

ほかに何かありますか。どうぞ。

【白木委員】 弁護士の白木です。手話というのはある程度私たちが話している  
日本語とは違う文法体系もあります。ある意味外国語というか、独自の文化を持つ  
ている、ある意味話して口話で話す話とまた違う豊かさを持っているという意味で、  
1つの文化的な側面で違う背景を持っているのだということで、油井委員がおっし  
ゃっている意味は私としてはなるほどと思う部分もあります。

一方で、仮にこれが別々になることで手話以外の意思伝達、意思疎通のことに関  
する条例の制定が遅れてしまったりすることはないかとか、もちろんどちらも大事  
なことで、バックグラウンドが確かに若干違う意味合いもあるのかなと思っていて、  
そういう意味で考え方の根本的なところで確かに違うのかなと思う側面もあり、な  
おかつでも実務的には両方とも同じように促進してもらいたいという部分もあって、  
そっちの後半のほうを区がとられたのかなと私としては理解しています。そんな感  
じでいいでしょうかね。

【里村会長】 お願いします。

【内藤障害者施策課長】 障害者施策課長です。ご意見ありがとうございます。

白木委員おっしゃるとおり、歴史はそれぞれの違う部分、バックグラウンドは違  
うものがあると思うのですけれども、区としては障害者の意思疎通で、障害は全障  
害ですという考え方から考えると、確かに手話は言語である部分はほかの意思疎通  
手段とは違うところではあると思うのですけれども、障害者の意思疎通手段という  
意味では全ての意思疎通手段と見ることができると思います。

障害のことをあまり知らない方は、例えば知的障害の方がわーっと声を出してい  
たら怖いなと思ってしまう。怖いと思うことはないのですよという例えばそんな小  
さなことから、みんながちよとずつ理解を進めていって、障害への理解が進んで  
ほしいという思いですので、全障害についてそういうことをやっていきたいという  
思いでこの条例案を考えております。

### 議事3 その他

【里村会長】 その他何かご意見等あればお願いします。どうぞ。

【平松委員】 居住に関することですけれども、障害を持った方が江東区内で賃貸のアパートを探すというのは大変困難であると。家賃高騰しておりますし、生活保護の単身で住める物件がほとんどないのですね。あるとしてもユニットバスもついていない、トイレも共同、木造とかそういう古い物件が若干ありますが、今後ますます減っていくだろうと。

とすると障害を持っている方で生活保護を受けている方は大勢いらっしゃいますけれども、江東区では住めないということになりかねないということです。皆さんもご存じだと思いますが、国土交通省が住宅セーフティネットという制度を昨年、30年度に出しまして、高齢者、子育て世代、障害者等、あとは被災者、要するに住宅確保が困難な方、住宅確保要配慮者という方が住める仕組みをつくろうということで二通りあるのですけれども、そういう方をお断りしませんという登録制度と、もう1つはそういう方の専用住宅をどんどんつくる。大きいマンションは建てられないけれども、少し改装して部屋数が幾つかのそういう施設を建てるということは、江東区でも幾らでも可能だろうと思っています。

国と自治体で家賃を下げるために補助をすると、最大4万円下がるのです。非常にこれはありがたい制度だということで、江東区でもぜひこういうことをやれるようにならないかと、住宅課にお話ししたけれども、残念ながら、家賃の低廉化のための区としての補助は今のところやるつもりはありませんというお答えだったんですね。

理由を聞いたら江東区はどんどん湾岸のほうでマンションが建って行って、人口が増加しています。できるだけ急激な人口増とならないように、新たに区としての居住に対する補助は考えていないというお話だったのです。

このままでは障害のある方が住めるような住居が残らなくなってしまうと思うので、この住宅確保要配慮者の方も住める江東区にしていきたいということで、障害者支援課も住宅課と居住の協議会があると思いますので、ぜひその点を住宅課のほうとも話し合っていていただいて、何とかそれが実現するようにお願いいたします。

【里村会長】 事務局のほうから。

【内藤障害者施策課長】 平松委員、ありがとうございます。お話のとおり住宅

の部分について家賃が江東区は高騰しているところが多いというところで、賃料を上げないようにするというのは区としてはできないところですが、住宅課として何ができるか、なかなか状況としては難しいと思います。

ご案内かと思いますが、平成30年度から障害者支援課としては住宅入居等支援事業を実施しておりまして、民間住宅を借りるときの支援、家主の方とか地域住民、町会等への理解促進とか医療機関との連携とか居住に関するトラブルの体制、対応とか相談とか、単身生活へ移行した場合の定着支援とかというのをやらせていただいているところで、なかなか障害者支援課、施策課、直接不動産自体をというところはなかなか難しいところであると思います。

住宅課ともこういったことでお困りの方がたくさんいらっしゃるということは話をしながら、具体的な話は居住支援協議会のほうが中心になるかと思いますが、具体的にどういうことがお困りでということに関しては情報をいただきながら、住宅課とも連携してできることは何かということはずっと考えていきたいと思いますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

また情報とかあれば、その都度いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【平松委員】** 区がいろいろやっていたらとおっしゃられたけれども、我々にはそういう施策がないと、なかなか住むところを探せない、退院してきてもグループホームに入って、それから出てひとり暮らししようとしてもないから、長年お願いして、やっと居住サポートの予算がつかいましたが、居住サポートでだけでは、住居を探すのは大変です。特に女性なんてこんなところはとても入れないというところなのです。住宅課がやっているお部屋探しサポートがありますが、実際には地域生活支援センターが居住サポートで何とか探している。だけど非常に困難であるし、これからますます困難になるであろうということは目に見えているので、それを何とかしなきゃいけないのではないかということなのですよね。ぜひよろしくお願いいたします。

**【内藤障害者施策課長】** 障害者支援課がやっている住宅入居等支援事業は平成30年度からまだ始めたばかりというところではございますが、ぜひなるべくたくさんの方の支援をしていただければと思っております。実績が上がってくれば予算の増もできるかもしれないので、ぜひそちらもよろしくお願いいたします。

家賃に関してはなかなか難しいところがあると思います。こういう状況だということのを住宅課のほうと細かく連携しながらやっていくことが大事かと思しますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【里村会長】 ほかに何かご意見ありますか。

〔閉会〕

【里村会長】 次回の自立支援協議会は7月または8月を予定しております。決定次第、通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

— 了 —